

令和2年9月1日改訂版

〔はじめに〕

本校では、児童及び教職員の新型コロナウイルス感染を防ぐため、「学校生活における新しい生活様式」の3つの基本である「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」等を実践していく。現在、宮城県においては「感染レベル1」であることから、今回の改訂を行ったものである。

1 マスクの着用について

① 学校生活におけるマスクの着用について

学校では、基本的には常時マスクを着用することとするが、次の場合には、マスクを着用する必要はない。ただし、マスクを外す場合は、十分な換気を行い、他の人との間に十分な距離を保つ等の対応を行うほか、会話を控えることや、咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口や鼻を覆う）等についても指導する。

1 気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合

② 体育の授業や屋外での活動等をする場合

③ 児童本人が暑さで息苦しいと感じた場合

※熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導する。

(2) 登下校中におけるマスクの着用について

熱中症のリスクがある場合は屋外で人と十分な距離を確保し、会話を控えたうえでマスクを外してもよい。

2 換気について

エアコンは、室内の空気を循環しているのみで室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気を行う。

〔教育活動を行う際の留意点について〕

1 **登校前**（家庭での対策）

○原則としてマスクを着用し、ハンカチを必ず身に付ける。

※ランドセルに予備のハンカチやマスクを入れておく。

○毎朝検温し、検温表を持参する。

※検温を忘れた子がいれば、教室内で検温する。

2 **登校後**

(1) 登校時

○靴箱付近に児童がとどまらず、すみやかに教室に行く（または下校する）よう指導する。

(2) 登校後の手洗い

- 教室に入る前に、石けんを使い、手洗いをする。
※ハンカチは共用させない。
※朝、校庭で遊んだ児童には、再度手洗いをさせる。

(3) 朝の健康観察

- 検温表は、回収せず、健康観察の際に机に出させ、体調を報告させる。その際に、担任は検温表に押印する。

※体調不良の場合

発熱やかぜの症状（咳、のどの痛み、だるさ、息苦しさ、頭痛）や腹痛等の体調不良がある場合は、養護教諭と相談し、教頭に報告する。担任が保護者にお迎えを依頼して早退させる。（主幹にも連絡、教室監督の協力を依頼する。）

3 授業中

(1) 密集の回避（児童同士の距離の確保）

- 各教科の指導においても、身体接触、近距離（ペア、小集団による話し合い活動など）での会話を避ける。
- 教室は可能な限り、一人一人の座席を前後左右離して座らせる。
- 学年集会等、児童が多く集まる合同の授業は極力行わない。
※必要な場合は、体育館、校庭などで行い距離をとる。

(2) 換気の徹底

- 授業中は、対角線上に2か所（窓と出入口）開け（吸気と排気）換気する。
※教室上部の窓は細く開けたままにする。（四分の一程度）
- 1時間の授業ごとに窓を全開にし、換気を行う。給食前も同様にする。清掃中は、開けたままにする。
- 体育館を使用する際にも、扉や窓を開けて通気を良くする。
- トイレの窓も必ず10cm程度開けておく。
※安全点検の担当者が朝のうちに開けておく。
- 特別教室の使用は、必要最小限とする。

(3) 学習時の留意点

- 特別教室の使用が不可欠な場合は、事前事後に手洗いを徹底する。
- 共用物（ボール等）を使用する場合は、事前事後の手洗いを徹底する。また、必要に応じて、使用後に消毒をする。
- 原則、児童間の物の貸し借りはしない。

体育

- 可能な限り、屋外で実施する。体育館で実施する場合は、教室同様、換気をしながら行う。
- 児童が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動は、年間指導計画の中で指導の順序を変更し、可能な限り行わない。
- **集合、整列する場面を可能な限り少なくする。集合、整列が必要なときは、十分な間隔をとらせる。**
- 活動後に手洗いをする。
※文科省の指示では、距離が開いていて換気が十分であればマスクの着用は必

ずしも必要はないとのこと。しかし、学年の実態に応じて、低学年であればマスクを付けたままで移動や運動を行ってもよい。

音楽

- ・当面の間、鑑賞教材や楽典事項、リズム奏などを中心に工夫して指導するが、歌唱や器楽を指導する場合には次の点に留意する。

[歌唱]

- ・児童に歌唱指導する際は、マスクを着用させて行う。
- ・一齐に歌唱する場面は、最小限にし、間隔を空けた隊形で実施する。
- ・歌唱の音量は控えて、指導を行う。

[器楽]

- ・児童に器楽を指導する際は、できるだけ間隔を空けた隊形で指導し、演奏していない児童はマスクを着用させる。
- ・鍵盤ハーモニカを指導する際は、ホース（卓奏唄口）を使用させる。
（唾の本体への流入を避けるため）
- ・楽器の使用後は、ケースにしまわせ、手洗いを徹底させる。
- ・楽器の使用後すぐに、担任は児童の机上等の消毒作業を行う。
- ・使用した楽器（リコーダー、鍵盤ハーモニカ）は、その日に持ち帰らせ、家庭で消毒や手入れを行っていただく。

家庭科

- ・調理実習は、年間計画の中で指導の順序を変更し、可能な限り行わない。

図書

- ・読書タイムは、できる限り、読書用の本を持参するように声掛けする。
※学級文庫の本を読む場合は、事前事後に手洗いを徹底する。
- ・学校図書館を利用する場合は、事前と事後の手洗いを徹底させる。
- ・貸出しの手続きは、図書委員会の児童には行わせない。
- ・貸出しは、通常どおり行うが、返却については対面ではなく、指定した返却場所に返却させる。
- ・返却された本は、48時間は新たに貸出しを行わない。
- ・学校図書事務員及び職員は、図書室の消毒をこまめに行う。

その他

- ・音読や問題等を読む際などは、マスクを着用の上、音量に注意し、間隔を空けた隊形に分けて実施する。普通の声での発言発表は行って構わない。
- ・校外学習の実施に当たっては、移動や活動の際に「3つの密」が発生しやすいことを考慮し、計画段階から関係施設等と感染防止について綿密な打合せを持ち、感染症対策に十分注意を払う。

4 休み時間（業間・昼休み）

- ドッジボール・鬼ごっこ・遊具での遊びは行ってもよい。
- トランプ・カード遊び・百人一首・あやとり・オセロなど対面で近い距離での交流がある遊びは避ける。
- ボールが入ったかこの置き場所は教室内でも構わない。

- 休み時間から帰ってきたら、教室に入る前に手洗いをする。
- 手洗いに並ぶ際は、床に貼ったテープを目印にして、間隔を取る。
- 手洗いに時間が掛かることが予想されるため、休み時間終了の5分前には手洗いを始めるように指導する。

5 給食時の留意事項

R2.5.1 「健康教育課学校給食における新型コロナウイルス感染防止対策について」に加筆

(1) 環境整備

- ①給食準備の前に、風の流れることができるよう、2方向の窓を全開にし、数分間程度教室の換気をする。
- ②児童生徒の机を同じ布巾で拭くことによる感染拡大も考えられるため、机を水拭きした後は、個人ごとのランチョンマットを持参する等して対応する。

(2) 児童生徒の衛生管理

①手洗いの徹底

- ・学年や学級ごとに手洗い場を指定する等時間内にきちんと手洗いができるようにする。

※休み時間と同様、手洗いに時間が掛かることが予想されるので、手洗いにいく順序を工夫したり、4校時は、指導内容を精選して、早めに授業を切り上げるなどする。

②マスクの着用

- ・配膳時は給食当番及びその他の児童についてもマスクを着用させる。
- ・給食配膳用に交換しなくともよいが、清潔なマスクを着用するようにする。マスクを外す際にはマスクの表面には触れないようにし、ゴムやひもをつまんで外す。配膳の最中にマスクを外した後は必ず石鹸で手を洗う。
- ・マスクは、「いただきます」のあいさつをするまで外さないで待つよう指導する

③給食当番の健康観察

- ・給食前に給食当番の健康観察を徹底する。体調の良くない児童生徒には給食当番はさせない。

(3) 配食時

- ①配膳台を教室の後方に置き、配膳が終わった児童の給食の前を通らないようにする。
- ②配膳で並ぶ際には、十分な間隔を開ける。
- ③食器に触れる人数（回数）をできるだけ減らす工夫をする。

例）トレイは各自でとり、食器はおかずを配食する人の側に置いて、配食する人のみしか触るようにする等、給食当番の仕事の見直しをする。

- ④個数物でないおかずを配食する場合は、一人当たりの配食量に注意し、すでに配食したものを回収することがないようにする。

※おかわりは、教員が配るようになる。

(4) 喫食時

- ①グループ等を作らず、机の間隔をあけて前を向いて静かに食べる。
- ②食べ終わったら、マスクを着用する。

(5) 下膳時

①パンについて

- ・パンの食べ残しは、パン箱に直接入れず、クラスごとにポリ袋等にまとめて給食（配膳）室に返却する。
- ・パンの個包装の袋は、従来どおりクラスごとにピンクの袋にまとめてパン箱に入れて返却する。

②牛乳について

- ・飲み残しの牛乳は、担任が配膳室で処理をする。
 - ※下学年は、これまでどおり、バケツに入れ、担任が処理。
 - ※上学年は、残したパックを担任が配膳室で処理。

③高学年から下膳する等、学年ごとに時間差をつけて下膳したり、各階の配膳室に下膳するものと、1階の配膳室に返却するもの等、下膳する場所を分散させたりして、児童が密集しないように工夫する。

④下膳時についてもマスクを着用する。

(6) 給食終了後

①配膳室等の消毒

- ・配膳室のドアノブ等、手で触れる共有部分をアルコールまたは塩素で消毒する。
 - ※家庭用塩素系漂白剤を使用する場合は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、濃度が0.05%（製品の濃度が5%の場合、水2Lに液を25ml）になるように薄めて使用する。塩素で拭いた後は金属の腐食を防止するため水拭きをする。
 - ※塩素は薄めると時間の経過とともに効果が減少するため、希釈液の作り置きはしない。

②牛乳パック等の処理

- ・当面の間、牛乳パックのリサイクルやグループでまとめることはしない。
- ・ストローは外してごみとしてまとめるか、牛乳パックの中に押し込める等、他の
- ・人が唾液の付いたストローに触ることがないように工夫し、ビニール袋等にまとめる。

③給食委員会の下膳の手伝い

- ・当面、下膳の手伝いは、給食委員会の児童にさせず、教職員が行う。
(沼澤さん、土井さん、7年部、担任外)

④廃棄物の処理

- ・教室でのごみは、ビニール袋等にまとめ、密閉して捨てる。ごみを捨てた後は直ちに手を石鹸で洗う。ゴミの処理は児童にさせないことが望ましい。

(7) その他

- ①箸を忘れた場合の貸し出しは、使い回ししないよう割り箸で対応する。
- ②給食着は当番が終わったら持ち帰り、洗濯してアイロンをかけてもらうようにする。

「学校給食における新型コロナウイルス感染防止対策について」のQ & A

Q 1 : 「教室でのごみは、ビニール袋等にまとめて、密閉して捨てる。」とありますが、教室でのごみとは具体的にどのような物ですか？

A 1 : ストローやジャムの袋、ヨーグルトのカップや蓋などになります。入ってきた袋等を活用してまとめ、学校で処分してください。
※食べ残しのあるヨーグルト等も入れても可。

Q 2 : ごはんの食べ残しはどのように処理すればよいですか？

A 2 : 弁当缶方式の場合は、クラスごとにポリ袋等にまとめて返却してください。

Q 3 : 配膳台を教室の後方に置くのが難しい場合はどのようにすればよいですか？

A 3 : 教室の前方で配膳する際は、配食の順番を教室の後方の児童生徒からとする等配慮願います。

Q 4 : 簡易給食についても検食は必要ですか？

A 4 : 簡易給食についても児童生徒が食べる30分前に検食をお願いします。

Q 5 : 塩素消毒する際に希釈液の作り置きしないことの他に注意しなければならない事はありますか？

A 5 : 塩素は希釈しても皮膚についたり目に入ったりすると健康被害を及ぼす可能性があるため、手袋を着用するなど取り扱いには十分注意し、消毒する際は換気を行うようにしてください。

また、別の容器に移し替えて使用する場合は、誤使用しないように内容物がわかるように表示をしてください。塩素はトイレ用洗剤等の酸性の洗剤と混ぜると有毒ガスを発生します。なお、児童生徒が触れることがないように注意願います。

Q 6 : 手洗いは給食の前だけでよいですか？

A 6 : 食事中や下膳の時にも手が汚れてしまうので、手洗いは給食前と給食（下膳）の後にもするようにご指導ください。

特に給食当番の児童生徒は、下膳後手洗いをするようにご指導願います。

6 掃除の際の留意事項

- (1) 清掃については、校医さんに確認したところ、行うことによって伴う危険性や感染のリスクは気にしなくてもよいとのこと。清掃後に手を洗うことが大切。
- (2) 床の水拭きもする。(行わないことによって教室が清潔な状態に保たれない・ウイルスを床に放置させることになるため)水拭き後の手洗いを徹底させる。
- (3) 通常のトイレ掃除は、児童が行う。トイレ周辺(ドア、水飲み場等)の消毒、及び手すりの消毒は、スクールサポートスタッフが行う。
- (4) 雑巾はこまめに新しいものに変えたり、家庭科室のぞうきん専用洗濯機で洗ったりする。

7 放課後

- (1) 下校について
 - ・靴箱付近が混雑しないように、学年や学級で分散して、下校するなど工夫する。
- (2) 消毒について
 - ・消毒の作業時間は、15:40~16:00とする。
 - ・収束するまでは、児童の放課後の活動はなし・校庭で残って遊ぶこともしない。
 - ※消毒作業の分担場所は別図参照。

【消毒の方法】

- ①作業は窓を開けて換気をよくして行う。
- ②次亜塩素酸(ハイター)をキャップ1杯分だけ、ピンクバケツに入れる。
- ③バケツにかかれた目盛りまで水を入れる。
- ④児童机用雑巾3枚をバケツの消毒液に付け、手袋をした手でしぼり、2枚を使って児童用机を拭く。(消毒液を机の表面に塗りつけるイメージで!)
教室のドアの取っ手やスイッチも拭く。
残りの1枚で階段の手すりを拭く。
- ⑤拭き終わった後の雑巾は、バケツの中で洗わず、流水でよく洗う。
- ⑥バケツに残った消毒液に、男子トイレふき取り用ペーパー5枚、女子トイレふき取りペーパー5枚をひたす。
- ⑦ペーパーを手袋をした手で軽くしぼる。
- ⑧階段の手すり(高い・低い 2か所あり)を拭く。
- ⑨拭いた後のペーパーは、ポリ袋に入れて捨てる。

〈消毒を行う箇所〉

- ・ドアノブ・ドア取っ手
- ・電気スイッチ
- ・児童机
- ・水道の蛇口(ハンドル)
- ・トイレ個室の水洗レバー、ボタン

※右図参照



8 **児童の出席停止について**

(1) 出席停止として扱うもの

- ・感染が判明した場合
- ・濃厚接触者に特定された場合
- ・発熱等のかぜの症状が見られた場合等（体調不良）
- ・体調が優れない場合のほか，感染の不安を感じて登校できない，保護者が登校せない場合

※C4 t h上の出席簿の扱いは，出席停止の「非常変災等（タ）」

(2) 欠席連絡があった場合

- ・体調不良の場合は，「出席停止」とするので，保護者にその旨を伝える。